



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ 企 画 設 計
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 松 本 俊 人
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 部 長 小 尾 誠
(TEL 03-6256-0840)

**第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）並びに
第9回新株予約権（行使価額固定型）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026 年 7 月 8 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議及び 2026 年 7 月 14 日（以下「条件決定日」といいます。）開催の取締役会決議において決議いたしました、第7回乃至第9回新株予約権（以下、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日付で割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「マッコーリー」といいます。）及び株式会社ヒトプラン（以下「ヒトプラン」といい、マッコーリー及びヒトプランを個別に又は総称して「割当先」といいます。）それぞれから本新株予約権に係る発行価額の総額（7,710,000 円）の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付「第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）並びに第9回新株予約権（行使価額固定型）の発行並びに新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」及び条件決定日付「第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）並びに第9回新株予約権（行使価額固定型）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026 年 7 月 31 日
(2) 発行新株予約権数	3,750 個 第7回新株予約権 1,500 個 第8回新株予約権 1,500 個 第9回新株予約権 750 個
(3) 発行価額	総額 7,710,000 円（第7回新株予約権 1 個当たり 4,410 円、第8回新株予約権 1 個当たり 580 円、第9回新株予約権 1 個当たり 300 円） 発行価額の総額は、各本新株予約権 1 個当たりの発行価額に、それぞれの本新株予約権の総数を乗じた金額の合計額となります。
(4) 当該発行による 潜在株式数	375,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第7回新株予約権 150,000株 第8回新株予約権 150,000株 第9回新株予約権 75,000株 上限行使価額はありません。 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は1,508円（但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数はそれぞれ150,000株です。 第9回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	1,279,710,000 円（差引手取概算額）（注）

(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	<第7回新株予約権及び第8回新株予約権> 当初行使価額は、第7回新株予約権が3,050円、第8回新株予約権が3,500円です。 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行要項に基づき修正されることになります。第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を当該新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとします。当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日（以下に定義します。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、当該新株予約権の各発行要項第12項に定める期間の満了日までの間に行われる当該新株予約権の行使請求については、行使価額は各修正日（以下に定義します。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整します。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、1,508円を下回らないこととします（以下「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。「修正日」とは、各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。 また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、当該新株予約権の各発行要項に従って調整されることがあります。 <第9回新株予約権> 第9回新株予約権の行使価額は4,000円とします。第9回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。 第9回新株予約権の行使価額は、第9回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー及びヒトプランに対して、第三者割当の方法によって行います。 第7回新株予約権 : マッコーリー・バンク・リミテッド 第8回新株予約権 : マッコーリー・バンク・リミテッド 第9回新株予約権 : 株式会社ヒトプラン
(8) 新株予約権の行使期間	2026年8月3日から2029年8月3日までとします。
(9) その他	1) 当社は、各割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下、マッコーリーとの間で締結する買取契約及びヒトプランとの間で締結する買取契約を、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を締結しております。 2) 本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受

	人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額に相当する金額（10,500,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上